

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です



もっと自分らしく Refresh! 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

計画的な取得で実りある休暇を!

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。雇用環境・均等室にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

関係資料：別添1（10月は「年次有給休暇取得促進期間」です）

くるみん認定、えるぼし認定企業のご紹介（令和7年度）

1 くるみん認定企業のご紹介

(1) くるみん認定とは？

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画の目標を達成した等一定の要件を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、認定（くるみん認定）を受けることができます。

(2) くるみん認定企業のご紹介

①企業の概要

- ア 企業名 むつ小川原燃興産株式会社
- イ 所在地 青森県上北郡六ヶ所村
- ウ 業種 サービス業（他に分類されないもの）
- エ 認定時期、回数 令和7年7月（認定1回目）

②キャッチフレーズ

社員が休みやすい環境を整備し、子育てをサポート！

③主な取組内容

- ア 育児休業や年次有給休暇を取得しやすい職場環境を整備し、取得率の向上を図った。
- イ 男性労働者の育児目的休暇（配偶者出産休暇）制度を策定し、取得促進の措置を実施した。

〈くるみんマーク〉



（注1）「くるみん」右側の☆印は、認定回数を表しています。

2 えるぼし認定企業のご紹介

(1) えるぼし認定とは？

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等一定の要件を満たした企業は、「女性が活躍する企業」として、認定（えるぼし認定）を受けることができます。

(2) えるぼし認定企業のご紹介

①企業の概要

- ア 企業名 株式会社石川設計
- イ 所在地 青森県十和田市
- ウ 業種 土木建築サービス業
- エ 認定時期 令和7年5月

②キャッチフレーズ

女性の技術職育成を行動計画に掲げ、取組中！

③主な取組内容

- ア 教育訓練の充実により能力・資質向上を図り、女性の技術職への登用の機会を増やす。
- イ 法を上回る子の看護休暇等制度の導入等、男女とも働き続けやすい職場環境を整備する。

〈えるぼしマーク〉



（注2）3つ星は、「3段階目：5つの評価項目の全てを満たす」意味です。

3 詳細は、青森労働局ホームページをご参照ください（キーワード検索も可能）。

(1) くるみん認定

(2) えるぼし認定



令和7年度「全国労働衛生週間」を実施します！

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年の第1回実施以来、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たし、今年度で第76回を迎えます。

今年度も10月1日から10月7日までを本週間、その前の9月1日から9月30日までを準備期間として展開します。

今年度のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」です。

このスローガンは、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法で今後、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されることを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

この機会に労働衛生管理の大切さを見直し、それぞれの事業場に応じた活動、健康づくりに取り組みましょう。

お問い合わせ先：労働基準部健康安全課　〔電話番号〕 017-734-4113

添付資料：別添2（第76回全国労働衛生週間）